

西尾市議会視察報告会

会 議 日 時	令和2年1月17日	午前10時00分 開 会 午前11時58分 閉 会
場 所	第1委員会室	
出 席 議 員 等	黒辺 一彦 犬飼 勝博 藤井 基夫 磯部 雅弘 青山 繁 松崎 隆治 大塚久美子 大河内博之 神谷 雅章 渡辺 信行 松井晋一郎 前田 修 永山 英人 石川 伸一 鈴木 武広 鈴木 正章 颯田 栄作 中村 眞一 長谷川敏廣 稲垣 正明 小林 敏秋 神谷 庄二 牧野 次郎 鈴木 規子 筒井 登 山田 慶勝 稲垣 一夫議長 本郷 照代副議長	
欠 席 議 員	岡田 隆司	
説 明 の た め 出 席 し た 者		
事 務 局 職 員	岩瀬幸雄議会事務局長 石川年克議事課長 都築克也議事課長補佐	
第1 開会あいさつ 第2 報告及び質疑、意見交換 (1) 厚生委員会 (2) 文教委員会 (3) 経済建設委員会 (4) 企画総務委員会 第3 閉会あいさつ		

○副議長（本郷照代） 定刻となりましたので、これより西尾市議会視察報告会を開会いたします。

本日、私、司会を仰せつかりました西尾市議会副議長の本郷照代でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。これ以降は、着座にて失礼いたします。お許しください。

初めに議長より、ごあいさつを申し上げます。

○議長（稲垣一夫） おはようございます。

本日は、市議会の行政視察報告会に市民の皆さんを初め、職員の皆様には、ご多用のところ傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。また、日ごろより議会の活動にご理解、ご協力を賜り、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日は、各常任委員会が、今年度行いました常任委員会行政視察の報告を行うわけでございますが、議員の皆さんにおかれましては、情報共有や意見交換をすることにより、その効果を、さらに高めていただきたいと思います。

また、市民の皆さんにおかれましては、議員が日ごろ、どのような活動をしているか知っていただくよい機会でありますので、行き届かない点多々あるかと思いますが、最後まで傍聴していただけますようお願いいたします。よろしく願いいたします。

○副議長（本郷照代） ありがとうございます。

各委員会とも報告と質疑の時間を合わせまして25分以内となっております。20分を経過いたしましたらアラーム音がいたしますので、報告者は時間調整をお願いいたします。

なお、質疑は、私の方で取り仕切らせていただきます。また、今回の質疑は議員のみとさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

報告や質疑をされる議員は、マイクを入れて座ったままでお願いをいたします。

それでは、厚生委員会より報告をしていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（大河内博之） 私からは、概要のみを申し上げます。

厚生委員会は、11月6日から11月8日までの3日間で、まず西尾市において問題となっている市民病院の赤字対策、また少子高齢化が進む中であって高齢者の認知症対策と健康寿命を延ばす取り組みは、本市のみならず、全国的にも喫緊の課題となっております。そこで、それらの問題解決の参考とすべく、初日の佐賀県唐津市の唐津市民病院きたはたでは、市民病院の赤字対策として、市民病院きたはたにおける地域連携と経営の効率化について、2日目の福岡県福岡市では、健康寿命には口腔環境との関係が広く認識され始めた中で、健康寿命を伸ばす取り組みとして歯科口腔保健事業の取り組みについて、3日目の福岡県久留米市では認知症対策として、認知症高齢者が電車事故を起こし、多額の賠償請求があったという事例をもとに、認知症対策（認

知症個人賠償責任保険) 事業について学ばせていただきました。おのおのの視察地の発表は、各担当者からしていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員(永山英人) 市民病院きたはたにおける地域医療連携と経営の効率化について、発表いたします。視察の概要は、資料をごらんください。調査事項の概要から報告をします。

初めに、唐津市は、昭和7年1月1日に市制が施行され、さらに唐津市と周辺6町2村が平成の大合併により新しい唐津市が誕生しました。平成31年4月1日現在、人口12万1,890人の中堅都市です。

次に、唐津市民病院きたはたの概要について説明します。

平成17年4月1日に開院し、診療項目は内科、外科、小児科、整形外科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、病床数は56床、医療機能は慢性期のため常勤の医師は5名でした。また、唐津市北波多総合保健センターが併設されており、保健・医療・福祉の良質な包括なケアサービスを提供することを基本概念として掲げております。

さらに、唐津市民病院きたはたの現状についてですが、佐賀県北部保健医療圏に属し、慢性期の患者を受け入れているそうです。また、公立病院は当院のみだそうですが、他院と連携し、中核病院として機能しているそうです。

最後に、経営改善の取り組みについてですが、次の2点が挙げられていました。

1点目は、入院単価の維持・増加です。医療ニーズの高い患者のケアが進められていました。2点目は、病床稼働率を上げるということです。他院からの紹介や自院外来からの紹介をしているそうです。

主な質疑とその回答についてですが、平成17年1月の市町村合併に、一般病床から療養病床へ転換されましたが、経緯はどのようなようですか。

回答は、当病院では主要機能として、地域医療を担うべく保健・医療・福祉の良質なケアサービスを提供するものとして、病院事業として成立するものは医療病床のみであり、医師の確保、単年度黒字の達成時期等療養病床の選択が望ましいと判断した。具体的には、地域医療体制の中の各医療施設の役割分担の責任を担い、唐津赤十字病院を初めとする高度・専門医療施設との連携で、リハビリ部門を充実した入院病棟部門の療養病床、当時は全て一般病棟であって、今は56床に転換した。

次に、平成25年度から病床利用者と平均在院日数がともに増加基調に転換していますが、その理由はどのようなようですかに対して、医療連携業務を専門の医療ソーシャルワーカーに任せたことにより、医療区分二、三の患者割合確保とベッドコントロールの双方が可能となったことで、平均在院日数が伸びたと考えられる。

また、これからの貴院に求められるものは、また今後の経営において特に取り組んでいきたいことは何ですかに対して、病床の機能分化・連携、地域包括ケアシステムの構築、医療従事者の確保・養成など、地域医療構想を踏まえた役割を果たしていくものと考えられますということです。

また、今後においては、地域密着型のハブ病院として深化していかなければならない。そのためには、職員の意識改革や医師の確保（大学医局・佐賀大学総合診療部とのかかわり）、養成（卒前教育養成（卒前教育に協力等））には、今後も継続して取り組んでいきたいということであります。

所見を2点、紹介いたします。

唐津市民病院きたはたは、平成17年の市町村合併により病床56床、常勤医5人という規模で再出発をした。救急車の受け入れもなく、急性期病院ではないということで、西尾市民病院とは比較が難しい。しかしながら、地域のかかりつけ医という役割で地域と連携していること、介護、福祉サービスを提供する「地域密着型ハブ病院」という点では参考にしていきたい点も数々あったと思います。

市民病院きたはたでは唐津市長が先頭となり、思い切って病院機能の集中と選択を行った。唐津市として、どの機能を残さなければならないかの検討の結果、慢性期医療に特化した戦略を選択した。その際に重要なのは、医療圏内のどこの病院と共存し、どこの病院に依存するかということであります。診療所の減少や開業医の高齢化の中で、地域で手薄となっている在宅医療を積極的に実施し、地域のかかりつけ医の役割に徹している点を評価したい。また、平成24年度からは経営利益を計上し、不良債権・累積欠損金などがない点にも注目したい。

自治体及び病院の規模が異なっているので、そのまま西尾市に当てはめるわけにはいかないが、地域住民の健康保持と安心・安全な暮らしを守るために、保健・医療・福祉の良質な包括ケアサービスの提供という唐津市民病院きたはたの経営理念は、西尾市と全く同じものと思うので、西尾市民病院の役割というものを再度認識し、根幹的な方策を講じられたいというものであります。

以上で、唐津市民病院きたはたの視察報告を終わります。

○委員（本郷照代） 続きまして、福岡県福岡市における歯科口腔保健事業の取り組みについてをご報告申し上げます。

まず、調査事項の概要欄をごらんください。

福岡市は今や、人口増加率と人口増加数において、大阪市を抜いて日本五大都市の仲間入りを果たし、全国的にも大変注目が集まっております。サービス産業が豊かであること、コンパクトシティ形成がうまくいっていることなど、人が住みたいまちづくりに向けて果敢に施策を展開している点などが注目を集める理由と思われまます。

それでは、今回、視察項目といたしました福岡市口腔保健支援センターについてご報告いたします。6ページになりますので、ごらんください。

人員体制については資料にあるとおり、センター長、主査、歯科医師1名。ここで注目したいのは、歯科衛生士が1名配置されているということでありまして、西尾市もこの点は参考にすべきだと思いました。

そして、主な業務として、ア 福岡市歯科口腔保健推進協議会の開催、イ 歯科健

診受診率の向上、ウ 普及・啓発、情報提供等、エ 定期的に歯科健診または歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の向上とあります。ほとんど、我が西尾市においても取り組み済みであります。その中でアの歯科口腔保健推進協議会について注目したいと思います。

関係各課が一致して情報を共有するだけでなく、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、その他の関係者20名で口腔保健を推進することを目的として、必要に応じて協議をしているとのことでありました。このように、各種関連団体全てを巻き込んで口腔保健を推進していくことは大変重要なことだと認識をいたしました。

それでは、3の口腔保健支援センターが担当する事業についてに移りたいと思います。7ページになります。

事業の内容は、1番から12番までございまして、乳幼児の歯科健康診査であったり、妊婦であったり、歯科の節目健康診査、口腔機能向上検討会、障がい児歯科健康診査、口腔ケア実践教室、出前講座、歯科講演会、福岡市歯と口の健康週間（6月）／いいな・いい歯。週間（11月）、そしてお口の健康サポーター養成講座、お口の健康推進講座、お口の健康とライフスタイルに関する市民アンケート調査など、1番から12番まで列挙させていただきましたが、実に多くの事業を展開していることがわかりました。西尾市においても実施している事業は大変多いですけれども、その中で注目したいのは5番の障がい児歯科健康診査であったり、8番の歯科講演会、そして9番の歯と口に係る健康週間、そして一番の注目に値するのが10番のお口の健康サポーター養成講座であるかと思えます。これは11番とも少し関係があるんですけれども、このお口のサポーター養成講座というのは、歯と口腔の健康のための自主的な取り組みを実践できる人をふやすために、地域における歯科保健推進の担い手、いわゆるサポーターを養成するものであります。西尾市におきましても、健康づくり推進員や健康づくりボランティアの方がいらっしゃいますが、さらに進んで歯・口腔の健康のための養成講座に特化しているところに注目をいたしました。この養成講座は、食生活改善推進員などの一定の基礎講座を終了した人たちを対象にしており、踏み込んだ口腔保健推進策は西尾市でも大いに参考にすべきと感じました。

Ⅲの主な質疑とその回答に移りたいと思います。

8ページの下段、3つ目の質疑のところをごらんください。

福岡市では障がい児歯科健診についても、歯科医師会への委託事業として力を注いでいるということがわかりました。西尾市にも障がい者歯科診療所が平成31年3月に開設されましたが、口腔保健について、より一層予防に重点を置くことが大切だと気づかされました。

また、重なりましたが、8ページから9ページにかけての回答をごらんいただきたいんですけれども、いわゆる歯科健診受診率の向上に向けて、かかりつけ歯科医を持つことの重要性を啓発するように、そこに列記してあるように(1)から(10)までのさ

まざまな取り組みを広く展開して周知に努めている点は、大変重要なことだというふうに思いました。細かい質疑・応答については、またお読みいただきたいと存じます。

それでは、Ⅳの所見について移りたいと思いますが、福岡市で参考になったのは、とにかく歯医者さんのかかりつけ医を持つことの重要性を、繰り返し説明いただいたところであります。幾つかある所見の中でまとめてみますと、11ページの3段落目ですが、歯と口の健康状態が、全身の健康状態に大きくかわりを持つということが近年注目されるようになってきたと。西尾市においても、平成30年9月に議員の提案条例として「歯科口腔保健推進条例」が制定され、続き平成31年3月には、西尾市障がい者歯科診療所とあわせて歯科口腔保健センターが設置されたところであります。

今後は、福岡市で実施されているような、ライフステージごとに歯科口腔保健事業を系統立てて、乳幼児から高齢者まで、文字どおり切れ目のない歯科口腔保健事業を展開していくことが強く望まれると、このように集約できようかと思えます。

改めて、本当に歯と口の健康が高齢期に至っても非常に重要な要素だということを実感した視察となりました。

私からは、以上であります。

○委員（藤井基夫） 続きますして、3日目のテーマ「認知症対策（認知症個人賠償責任保険）事業について」であります。主に、認知症個人賠償責任保険について、ご説明をいただきました。場所は福岡県久留米市で、人口は30万4,000人ほどです。

それでは、事業内容を簡単に説明をします。

この認知症個人賠償責任保険は、認知症の市民が徘徊中に他人を傷つけたり、他人の財物を損壊するといった法律上、損害賠償責任を求められたときに備えるために、認知症の市民が被保険者として保険料を市が全額負担をし、個人賠償責任保険に加入する事業であります。認知症の市民が、例えば列車事故に遭ったり、自転車で歩行者に衝突する事故を起こしたり、そういう事態を想定しております。

鉄道会社など、事故の相手側から高額の賠償を求められることも想定をしております。ただし、この保険は、被保険者本人に係る死亡や障害等の補償は含まれないということでもあります。

まず、保険の対象の条件が4点ほどあります。

まず1点目が、この制度の前に久留米市高齢者あんしん登録制度というものがありまして、まずこの制度に登録をされている40歳以上の方、2点目が、久留米市に居住をしている方、3点目が、本人が在宅生活をしている方、4点目が、要介護認定における認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上である方が条件であります。ただし、介護施設等で生活している方は、この保険には加入できないということでもあります。

それから次に、主な質疑とその回答を何点か紹介をさせていただきます。

まず1点目、要介護認定を受けた高齢者のうち、認知症（認知症自立度Ⅱ以上）の

方は何人ですか。また、寝たきりなどの要介護Ⅲ以上の方を除くと何人ですか。これらの人数は、高齢者数に対する割合はどのようですかという質疑に、認知症自立度Ⅱ以上の人数は1万788人で、要介護Ⅲ以上を除く人数は5,137人であります。65歳以上の高齢者に占める割合は、約6.3%であります。

それでは、この制度が設けられた経緯ですが、先ほども言いましたが、久留米市高齢者あんしん登録制度や行方不明者高齢者等位置情報検索サービス利用補助などの既存事業はありましたが、損害賠償責任を負う救済制度がなかったことが課題でありました。平成29年11月に神奈川県大和市が、こういった事業を導入したのをきっかけに久留米市も検討に入り、実施することとなりました。

それからもう1点、この制度の加入状況、それから年間保険料、保険金額、事故の対象はどのようですかという質疑に、令和元年11月1日時点で、この制度に加入しているのが203人でございます。保険料は、平成30年10月から平成31年9月までの1年間で、1人当たり保険料は1,490円でした。平成31年4月に契約の内容を変更しまして、半年ごとになります。1人当たり1,390円となり、年間で契約するという事になれば1,980円だというふうに聞いています。トータル、現状、保険料だけを見ると、203人です。56万4,340円と、保険料自体はそんなに高額ではないということです。

あと、この制度における課題や問題点がありますかということですが、この制度は、補助金や地方交付税などの財政措置が全くありませんので、市の一般財源が全てでありますので、この事業の継続に当たっては市の財政状況にも左右される面があるというのが課題というふうに回答をいただきました。

あと所見ですが、1点紹介させていただきます。

久留米市は、認知症の方に対して平成17年から開始している、高齢者あんしん登録制度や行方不明高齢者等位置情報検索サービス利用補助金などがありました。平成19年の愛知県大府市における鉄道事故により、損害賠償責任を認知症の人とその家族が負うか否かで話題となりました。その後、平成29年11月に神奈川県大和市が民間の損害保険会社と契約し、保険料を市が全額負担するという事で、認知症の人とその家族の支援をする事業を開始しました。それをきっかけに久留米市も既存の事業の充実を図るため、認知症の人とその家族を社会全体で支えていくというメッセージともなるため、平成30年度より久留米市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を導入することとなった。

西尾市において、このような事業があった方がよいと思いますが、人口密集率や鉄道、交通環境などを考慮して、久留米市と比較すると喫緊性はないと感じました。しかしながら、愛知県内の近隣市町もこのような事業を既に導入しているところもあり、導入を予定する市町もあります。西尾市も、保険の加入資格や補償内容などを研究して、西尾市にマッチした事業を検討していく必要はあると感じました。同時に、このような事後の対応策も必要ですが、認知症を少しでもおくらせるなどの事前の施策を

充実させることも重要だと強く感じました。

以上で、終わりたいと思います。

○副議長（本郷照代） ありがとうございます。

議員の皆さんの中でお聞きになりたいことがありましたら、ご発言をお願いいたします。

○議員（稲垣正明） 1点、お願いします。

今の認知症対策事業でございますけれども、本来でいくと、保険料は本人が支払うというところではないかなと思いますけれども、いろいろ今説明がありましたけれども、市が負担をしているということですので、久留米市の見解はいかがでしたか。

○委員（藤井基夫） 先ほど所見とか質疑等にもありましたが、既存の制度がもともとありましたが、これに対して賠償責任というところがないところで検討に入ったというふうに聞いていたのですが、この施策は、もともと市長のトップダウンで行われたという説明でありました。先ほども言いましたが、予算的には、保険料も五十何万円ということで、そんなに多額ではありませんし、あと一般的に鉄道に対しての補償が第一だと思われますので、そういった点でも近隣も始めているというところで始めたというふうに説明は受けております。

○副議長（本郷照代） ありがとうございます。

それでは、続きまして文教委員会より報告をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（神谷雅章） 引き続きまして、文教委員会の行政視察報告をさせていただきます。

昨年の11月12日から14日にかけて、保育人材確保事業、いじめや不登校に対する取り組み、そしてICTを活用した教育についてを、神戸市、福岡市、武雄市に視察訪問をさせていただきました。

保育人材確保について西尾市における現状が、専任保育士が不足しており、結婚されても復帰される方も少なく、臨時職員で補充し行い、専任職員が休暇もとれないほどの負担が多くなっていることが現状で、今後の保育士の働きやすい環境づくりを初め、多様な保育ニーズへの対応などを考えるには、保育士資格を持っている潜在保育士の方々を初め、離職された方の職場復帰などの人材確保が課題となっているところです。

そこで、積極的に地域の保育ニーズを把握しつつ、保育の受入れ枠の確保を図るため、保育人材確保対策や多様な保育ニーズへの対応などの施策を進められ、保育環境の充実を図り、安心して保育ができるまちの実現を目指して、保育士人材確保事業を行ってみる神戸市の現状と取り組みについてお聞きしに伺いました。

引き続きまして、いじめや不登校に対する取り組みについては、いじめ件数が毎年1,500から1,600件で、不登校においては毎年1割増の傾向であることや、全国的にも

いじめ・不登校・虐待などの件数がふえ、国がスクールロイヤー（弁護士）を全国に配置することを検討されている中、今後、いじめ・不登校などの早期発見、未然防止を目指し、児童・生徒が気楽に相談できる環境づくりが必要と考え、福岡市の取り組みについてお聞きしたく、お伺いさせていただきました。

また、ICTを活用した教育については、インターネットやSNSを初め、多くのネットワークによる情報が飛び交う中、将来の情報化社会への子どもたちの対応力の育成を初め、いろいろな可能性を生み出すことや、教育環境職場でのICTを取り入れた教育全般について、今後、当市においても1人に1台の機器の導入も計画があり、どのように活用すべきか活用方法、導入計画などを武雄市にお邪魔し、お伺いさせていただきました。

詳細については、担当議員より報告をさせていただきます。

○委員（大塚久美子） それでは私からは、兵庫県神戸市の保育人材確保事業について報告をさせていただきます。

兵庫県神戸市は、人口約153万人の政令指定都市であります。

1 ページの調査事項の概要をごらんください。

神戸市では、子育て環境の充実、仕事と子育てが両立できる環境づくりを目指し、過去5年間で約5,000人分の保育枠の拡大を行っています。就学前児童数が減少している一方で、女性の就業希望者の増加などにより、保育所等の利用申込者数も拡大しています。平成30年度は、約500人分の保育所等利用定員を拡大しましたが、平成31年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は217人となり、引き続き地域の保育ニーズを把握しつつ、保育の受け入れ枠の確保を図っています。また、保育人材の確保対策や多様な保育ニーズへの対応など、さまざまな施策を充実していくことで総合的に保育環境の充実を図り、安心して子育てができるまちの実現を目指しています。待機児童解消と保育人材確保は、神戸市の最優先課題として全庁挙げて取り組んでおり、そのため予算も重点的に配分をされております。

資料2 ページをごらんください。

神戸市は、政府の進める保育士人材確保事業の補助金を利用し、私立の保育園、幼稚園、認定こども園の保育人材を確保し、待機児童ゼロを目指しています。その取り組みとして、神戸市の先生を支える6つのいいねについて、説明をさせていただきます。

1つ目、給料がいいね、一時金給付です。保育人材の確保・定着を促進するため、新卒保育士等に対する一時金の給付及び採用3年から7年目の職員に対する定着一時金の給付を行います。7年間で、最高160万円の一時金が受け取れます。

2番目、パートにもいいね、潜在保育士の職場復帰支援です。潜在保育士等が非常勤職員として復職し、朝、もしくは夕の時間帯、あるいは休日を含んで半年間勤務した場合、一時金10万円を給付します。

3つ目、家賃がいいねです。宿舍借り上げ支援になります。採用1年から5年目での保育士等の宿舍借上費用を補助します。これは、申しわけありません。資料の方、ゼロが1つ足りませんでした。月額8万2,000円の補助です。訂正しておわびいたします。

4番目、保育料がいいねです。未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援。保育所等に子どもを預ける保育士等に対する保育料貸し付けに上乗せ補助を行い、保育料を1年間実質無料といたします。

5番目、学費にいいねです。保育士資格の取得支援ということで、保育補助者等が保育士資格試験に合格し、市内の保育所等で就職した場合に講座受講費用の2分の1を補助します。

6番目、奨学金にいいねです。保育士奨学金返還の支援。市内在住の採用1年から7年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用を補助します。補助額は月5,000円、7年間で最大42万円になります。その後は、資料の方は時間の都合でお読みください。

その後の主な質疑とその回答については、今の6つのいいねに対しての質問と回答が詳しく書かれておりますので、後ほどお読みください。

それでは4ページの所見、西尾市政への反映に向けた課題のまとめといたしまして、民間の保育士不足解消のため、予算執行総額が15億円に上っていると聞き驚かされました。その中の6つのいいねは10億円になります。このような予算執行は、市長の方針だということでございます。

神戸市の待機児童ゼロを目指す取り組みとして、公立は公務員でありますので充足をしているということで、私立の施設の保育人材の枠を広げることが、保育の受け皿を確保することにつながるということで、この支援に結びついているということでございます。

本市では、待機児童はないということですが、パートの人材確保には苦慮しているということで、パートの人材確保のために賃金アップ、処遇改善など、神戸市の取り組みを参考に予算をかけることも充実した子育て支援策として重要であるというふうに考えます。保育環境をよりよくするために、まず保育人材を育てる姿勢、施策は見習うべきです。人材確保からのサービス充実により、保育士、保護者双方の条件がマッチし、結果、子どもたちへのよりよい保育環境の提供につながるなどの議員の意見がありました。

以上でございます。

○副委員長（松井晋一郎） 続きまして、福岡県福岡市に伺ってきました。いじめや不登校に対する取り組みについてのご報告をいたします。

福岡市につきましては、人口約159万人の政令指定都市であります。

調査事項の詳細につきましては、いじめ・不登校の問題が多様化、深刻化、そして

さらには潜在化する中で大きな社会問題と化しております。お伺いしました福岡市では早期発見、早期対応策について、従来の対面や電話、またメールによる相談に加えて、新たにLINEなどの若年層を中心に活用されている情報ツール、SNSを積極的に相談に用い、さらに専門家による多職種連携を行っているところが特化されております。こちらの取り組みについて、参考にするために調査に伺いました。

まず、質疑の一番最初でございます、いじめ・不登校児童生徒の推移についての表をごらんください。平成29年におきまして、いじめ認知件数、そして不登校児童生徒数ともに大きく数値が上がっておりますが、こちらはいじめの定義、また長期欠席児童生徒の分類基準の定義がそれぞれ変更のため、このような数値になっております。それを福岡市としては深刻に捉えた上で、取り組みを展開しているというふうにご伺っております。

質疑の3つ目でございますが、福岡市いじめ問題対策連絡協議会、また福岡市いじめ防止対策推進委員会のそれぞれについて伺ってきました。こちらは、それぞれが各校に専門の職員を配置し、いじめ・不登校問題に当たっておられますけれども、西尾市に置きかえた場合ですけれども、福岡市いじめ問題対策連絡協議会につきましては、西尾市におけるいじめ・不登校問題行動対策委員会に相当すると思われまます。また、福岡市いじめ防止対策推進委員会につきましては、本市におけますいじめ問題調査委員会、また西尾市いじめ問題対策連絡協議会に相当するものと思われまます。

質疑につきましては多数掲載をされておりますので、目を通していただければと思いますが、主なものにつきまして8ページ、質疑の2番目をごらんください。

学校でのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、補助員等の配置状況と活動状況はどのようなか伺いました。その中で、スクールカウンセラーにつきましては、市内の全ての小中学校、高等学校、また特別支援学校に配置しており、専門的な分野からカウンセリング等を行っておりますが、特化すべきところにつきましては、スクールソーシャルワーカーを市内全ての中学校ブロックに配置し、高等学校に2名配置しているというところでございます。

下の図をごらんください。教育、心理、福祉がともに連携をとりながら、チーム学校として不登校やいじめ、貧困、虐待等に対応をしている中でございますが、その中で、教育、心理の間に医療・福祉機関、警察・司法機関等と連携というふうにご伺います。こちらにつきましては、西尾市におけます西尾市いじめ・不登校・問題行動対策委員会が相当するというふうにご伺っておりますが、さらに細かく専門のチームとして当たっている点では、この福岡市の体制づくりについては見習うべきところが多いというふうと思われまます。

また、次の9ページをごらんください。

不登校児童・生徒への対応につきましては、登校支援が必要な児童生徒に専任で当たる教員を、離島2校を除く市内全67中学校に配置をしており、より細やかな対応支

援をしているところも参考にすべきところでもあります。

また、その次1つ飛ばしまして、次の学校でのインターネット、携帯、スマホ教育はどのようなか。こちらにつきましては、全国どの学校の中でも今大きく問題になっておりますスマホ等を使ったいじめ、誹謗中傷等の防止のために積極的に小学校の低学年あたりから、既にケータイ教室としてスマホ、それから携帯を使ってネットによる誹謗中傷・いじめ防止等についての学習、啓発等を児童生徒、そして保護者などへ積極的に行っているところが参考になりました。

また、10ページをごらんください。

一番最後の質疑項目でございますLINE相談につきましては、昨年度から積極的に展開を始めていったところでもあります。LINEというものは無料アプリであり、非常に今多くの方が利用しております。そのLINEを使用した相談ということで、非常に相談支援のハードルを下げて、より具体的な支援につなげるという体制づくりの姿勢が伺えます。

次の11ページをごらんください。

その他、学校独自のいじめ・不登校対策の事例につきましては、全小中学校を対象とした「いじめゼロプロジェクト」というものを行う中で、未然防止、早期発見、即対応の取り組みを進める中で、各学校では1学期にいじめゼロ取組月間、2学期にはいじめゼロ実現プロジェクトを実施する中で、より子どもたちに対して、そしてまた教職員に対しても、いじめという問題について積極的に啓発等、それから意識を向上していくための施策をとっているというふうに思われました。

福岡市としましても、まだこういった取り組みというものは完成形であるというような答えはありませんでした。まだ今後も、より複雑困難な事例についても相談をしながら、連携をとりながら体制づくりに努めていくという考えであり、西尾市としましても、今後こういった先進事例をもとに、いじめ・不登校対策に取り組んでいく必要があるというふうに思いました。

所見につきましては、以下、何点か書いてございますので、皆様、お読みいただければと思います。

福岡市の視察につきましては、以上であります。

○委員（鈴木正章） 続きまして、ICTを活用した教育についての視察報告をさせていただきたいと思っております。資料14ページ以降でございますので、14ページからごらんをさせていただきたいと思っております。

場所は武雄市でございまして、佐賀県の西、長崎県と非常に近い位置にございまして、温泉で有名なところで、人口は4万9,000人程度でございます。

今回の調査項目、ICT教育を非常に早くから取り組んだというところで、これからの情報化社会なり、来年から取り組まれます学校でのプログラミング教育、こういったことの参考にぜひしたいということでお邪魔をさせていただきました。

2の歴史のところを見ていただきますと、武雄市の取り組みがわかるかと思いますが、特筆すべきは、2010年5月にアップル社よりiPadが日本で発言されたということ踏まえて、その半年後の12月には既にタブレットを小学校1クラスに、要は分散型ではなく集中型で40台を導入したということがスタートであります。そして、いろいろ協議会で協議して、14年3月には全ての小中学校に3,153台を導入するまでに至ったということでありまして、非常にスピードの早い取り組みであります。そして14年5月からは、後ほど申し上げますスマイル学習、自宅で予習・復習という学習の方式が既にスタートし、10月には一部の学年でプログラミング教育が始まったと、非常に早いスピードでいろいろなことがやられておりますし、2015年4月からは全中学校に1,550台導入し取り組んだということで、短期間に市内小中学校全員の子に1台ずつPCを与えるという取り組みをしてみえます。その結果、2016年10月には、小学校の6年生でフィリピンとの英会話の開始をこのPC使ってやるとか、それから17年にはソフトバンクのペッパー君で自治体に募集をし、プログラミング教育を実施するというような、いろいろ取り組みを継続的にしてみえたということであります。

具体的に、その経過の中で取り組んだ内容を、細かく質疑と回答の中でご報告をさせていただきますと思います。

15ページが一番最初に、全国に先駆けて、なぜ1クラスに導入したのかというようなところは、分散ではなく1カ所でやって、そこで結果を見て広げていきたいという強い思いの中で、これはトップの思いの中で取り組みをしたということであります。

それから2つ目の、スマイル学習ということですが、武雄市は子どもの予習が少ないという実態の中で、事前に学習の教材をPCの中に入れて、それを子どもたちに学習をさせるという形で、明るく日の授業をスムーズに進めるという取り組みをされた、それがスマイル学習ということであります。メリット・デメリットは15ページの下段をごらんいただきたいと思います。

そして16ページ、プログラミングの教育は、市と会社と大学で協定を結んで、このことに実際に取り組んだと。要は、いろいろな方の協力をいただく中でアドバイスをいただいて、プログラミング教育を早期に取り組んだという内容でありますし、ソフトバンクグループのペッパー君についても、こういったことがあるよということで、いち早く市として子どもたちの未来を考え、取り組んできたという非常に積極的な姿勢が評価できるのかなというふうに思っております。

それからオンライン英会話についても、ある民間会社からの提案をいただいて、実際にフィリピンと6年生が取り組んできたという状況のようであります。

そのほかは、一度お目通しいただきたいと思いますが、17ページに西尾市への課題なり、反映ということで書いてございますが、これからICT社会の中で、子どもたちが小さいときからこういったことに親しむということは非常にいいことなのかなと思います。ただ先ほど申し上げましたように、全生徒に約三千何百台を投資して教

育の効果はどうかということを見比べると、向こうからのご回答では、取り組んだ結果、教育効果があったというご報告が余りありませんでした。そういった意味では、投資と、それに見合う効果としてどうなのかなということ、もう一度よく考えなければいけないかなというところを、しっかり勉強すべきかなというふうに思いましたが、ただいろいろな組織というか、いろいろな企業と連携をし、新しい取り組みをする。これはアンテナを高くし、そういった情報を早く取り込む姿勢、それからもう1つは、失敗を恐れずにいいということはチャレンジする、この姿勢というのはぜひ持ちたいものだなというところを強く感じた次第であります。

以上です。

○副議長（本郷照代） ありがとうございます。

議員の皆さんの中で、お聞きになりたいことがありましたら、順にご発言をいただきたいと存じます。

（「なし」の声あり）

別がないようでありますので、これをもって終わります。

ここで休憩をとらせていただきたいと思います。11時5分の再開としたいと思います。よろしく願いいたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○副議長（本郷照代） 休憩前に引き続きまして報告会を続けさせていただきます。

続きまして、経済建設委員会より報告をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（青山 繁） 委員長の青山です。

初日の11月11日は北海道函館市にあります、函館市地域交流まちづくりセンターを視察いたしました。目的は、この地域交流まちづくりセンターの建物そのものが函館市にとって歴史的建造物であり、そこで活動しているNPO団体が、行政ではできないようなきめ細かな取り組み、言いかえれば、かゆいところに手が届くような取り組みを行っておりまして、これは大いに参考にできるということであります。

2日目は、西尾市には道の駅にしお岡ノ山がありますが、そのにしお岡ノ山を念頭に入れまして、函館市に隣接しております七飯町の道の駅なないろ・ななえを視察いたしました。目的は、町を挙げてこの道の駅に情熱を注いでおり、その取り組みの内容を勉強させていただくということであります。ありがたいことに、名前をお聞きしてびっくりしたんですが、青山副議長と経済産業委員長の長谷川議員が現地においでくださり、大変貴重なお話をお伺いすることができました。本当にびっくりいたしました。

3日目は、札幌市役所を訪問いたしました。平成30年9月の胆振東部地震により、札幌市内でも大きな被害を受けております。道路復旧などの対応がどうなっているのか、その取り組み状況や学生への市営住宅提供事業を行っているという思いもつかない取り組み施策、この斬新な取り組み内容を参考にさせていただくということであります。

それでは、具体的な内容につきましては担当の委員から説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○委員（牧野次郎） 函館市の地域交流まちづくりセンターについて、私から報告をさせていただきます。

函館市については皆さんよく御存じだと思いますが、人口25万5,000人の中核市で、国際観光都市として発展してきた自治体であり、平成28年には北海道新幹線が新函館北斗駅まで開業されるなど、本市を初め、国内外からのアクセス整備が進められているところです。

視察の目的ですが、報告書の2の施設の概要にありますように、同センターは、建築からおよそ100年もたつ貴重な歴史的建造物を活用して、市民交流やNPOなどの市民活動の支援、観光案内や地域の情報発信、コミュニティやまちづくり活動の拠点として、NPOにより指定管理されております。特色ある施設の限られたスペースの中、多岐にわたる活動に有効に活用し、また指定管理制度の特性を發揮した運営について視察をしてまいりました。施設については、洋風を基調とした歴史を感じる重厚な外観で、各所が大理石張りのレトロな内装に加えて、エレベーターについては東北以北最古という大変歴史的な価値のある建物でありました。それを昭和44年に市が購入し、市役所分庁舎として使用されてきたものですが、平成19年に7億円余りの費用で減築・改修されて、地上3階、一部5階、床面積2,808平方メートル余りとなって、現在同センターとして活用されてきているところです。

視察内容であります。4ページの下段の方にありますPSの追記で占めさせていただきましたが、後日、同地域交流まちづくりセンターのホームページで、私どもの視察の様子も紹介されておりましたが、そこにあるように視察は質疑項目の応答ではなく、主に館内案内で行われましたので、その内容を報告をさせていただきたいと思っております。

では、もう一度1ページの視察内容に戻ります。

施設案内では、同副センター長の水戸部氏にいただきました。

まず、施設の1階は情報発信フロアとなっており、事務スペースも兼ねた総合インフォメーション、また観光・まちづくり検索コーナー、喫茶コーナーを含む休憩コーナー、授産施設のボランティアによる物販コーナーなどがあり、市民はもとより観光客も訪れやすい雰囲気となっております。

パンフレットコーナーでは、飲食・観光業者等のチラシも受け付けて好評であるこ

と、また週に1回行われているマルシェでは、青果を中心に22店が出店をされ、またオープンスペース、これは行政財産として利用の定まりのない場所ではありますが、これを展示室として利用されるなど、柔軟な対応でスペースの有効活用をされていました。

また、施設の2階は市民交流施設で、研修室2部屋とフリースペースがありました。フリースペースは1日単位で1万円、収益事業は2万円の利用料で、展示会から予備校や大学の試験会場まで利用申し込みがあれば違法な業種以外は全て受け付けて、また搬入や設営も職員が行うなどし、利用率を上げているということでありました。

施設の3階は市民活動支援施設で、まちづくりオフィスの貸しブース8区画が1か月3,000円で、満室状態が続いてきているということでした。ただし、一部区画では物置状態になっていることの悩みも打ち明けられました。ほかに、市民活動の相談コーナー、印刷室、会議室2部屋、ロッカー42個等が設置されておりました。また、当地域交流まちづくりセンターの利用状況であります。登録団体数がおおよそ300団体程度で、来館者は毎月1万人以上、年間で12万人以上になるとのことです。

NPOサポートはこだてによる施設運営については、職員配置、財務状況等を記載してありますので、後ほどご一読ください。

また、最後に所見及び市政への反映についてであります。委員からは、旧井桁屋デパートの社屋が残せられなかったものかという思いや、旧一色支所が市民活動拠点となり得ないか考えるべきかもしれないという意見もございました。また、運営面については、NPOでなければできないことを行っていることに感心し、また1つの建物で行政にはできない市民交流や情報発信、市民活動支援の場としてにぎわいを創出している取り組みは参考にできるのではないかというふうに思われました。

最後に、西尾市では同様の施設として、市民活動センターのアクティにしおがあります。函館の施設と比べても状況が大きく違い、また運営の委託方式も指定管理と運営委託ということで違いがあれば、かかる費用についても西尾市のアクティにしおでは2,000万円程度に対し、函館市では2億1,700万円を超える予算ということで格段の差があり、一概に比較できるものではありませんが、市民活動が誰でも、どんなことでも自由にかかわりやすい雰囲気を随所に感じさせていただけただけこの施設では、例えばイベント案内コーナーでは、大きなカレンダー状のボードに自由に案内チラシが掲示できるようになっていたり、またそのイベント情報が満載でにぎわいを感じさせられる。同時に、施設の利活用も大変市民目線で柔軟に使えるように工夫がされていたということでは、西尾市でも参考とされるものではないかというふうに思いました。

以上で、終わります。

○委員（中村眞一） それでは引き続きまして、2日目の道の駅なないろ・ななえについて報告をさせていただきます。

概要ですが、七飯町は北海道渡島半島の南部に位置し、函館市に隣接した人口約2

万8,000人のまちで、北部には秀峰駒ヶ岳と大沼国定公園があり、降水量が少なく、温暖な気候と四季の区別がはっきり感じられる良好な自然環境に恵まれた地域であります。基幹産業としては、水稻、大根、ネギ、ニンジン、リンゴ、ブドウ、カーネーションなどと生産品目が多岐にわたっておりまして、大沼地区では酪農、畜産も盛んに行われております。また、この地域は日本で初めて男爵芋の栽培が行われた土地ということでありました。

調査事項の概要ですが、必要性としましては、函館市と札幌市を結ぶ一般国道5号沿いにあります。5号線は道路交通の大動脈となっており、昼夜を問わず多くの人流・物流を支えています。

設置場所につきましては、七飯町から北約30キロメートルに位置する森町というところとちょっとわかりにくいと思いますので、わかりやすく説明しますと、大沼公園から函館間の35キロメートル間の中間に位置し、利用者の利便性、安全性を向上させるために、また安心してくつろげる質の高い休憩場所の設置が求められておりました。また、北海道新幹線の新北斗駅にも近いこと旅行者の利用もあり、場所的にはいいところに設置されたなという感じを受けました。

道の駅の整備概要ですが、名称は「西洋式農法発祥の地なないろ・ななえ」、敷地面積は2.2ヘクタールで、建物は鉄骨平屋建ての1,272.66平方メートルで、駐車場は普通車148台、大型車23台、身障者用8台分が整備されておりました。総事業費は10億6,700万円、事業期間は平成27年から29年で、29年12月に本体等建築工事が完了し、開業としては平成30年3月23日から開業をされました。

ここの指定管理者なんですが、一般社団法人七飯町振興公社が平成29年5月に設立され、構成員は七飯町商工会、七飯大沼国際コンベンション協会、ななえ町物産振興協議会、ななえ倶楽部、地元農家代表など12名で組織がされております。

指定管理料は、平成30年・31年度ともに年間2,368万円で、道の駅の管理業務にかかる費用、人件費、光熱水費、無線LAN、清掃、警備もろもろの中から施設利用料、施設維持管理負担金及び雑収入を差し引いた金額としております。また、光熱水費及び清掃、警備の委託料につきましては、道の駅の公共・収益スペースの面積割によりまして、公共が60%、収益が40%ということで積算をしているそうです。そのほか、物品販売、飲食物販売等については独自事業となっております。

主な質疑と回答ですが、平成30年度の来場者数は約100万人強であります。駐車スペースについては、通常においては問題はないということですが、大型連休時にはほぼ満車となることがあり、整理員を配置して対応をしているそうです。

また、平成30年度の地域振興施設の収支としては、売り上げが約4億円、指定管理とほぼ同額の2,360万円の寄附を町の方にしているようでして、純利益としては約910万円だったということです。

道の駅の形態は、当市の道の駅と同様に道路管理者と市町村長等で整備する一体型

でありました。

道の駅整備の総事業費と活用した金額の内訳ですが、地方創生交付金が642万9,000円、社会資本整備総合交付金1億7,610万円、いきいきふるさと推進事業助成金100万円、企業版ふるさと納税500万円、これらが主な交付金になります。あとは、事業債と一般財源含めまして8億円で、トータルとして先ほど申しました10億6,700万円ということで設置がされました。

施設内の地域交流スペースにつきましては、どのように利用をしているかということですが、町内外を問わずに利用されておりまして、料理教室、ハンドメイド、物販、ミニコンサートなど、さまざまな団体が活用しているということで、これが通常は無料休憩スペースとして利用されている箇所を使っております。

地場産業だとか地元商店、雇用など地元に与える影響はということですが、道の駅を初め、関連施設等が経済を活性化することにより雇用も生まれることはもちろん、これらの経済効果が波及し、地域活性化につながっているとの答弁でありました。

また、来場者をふやすための取り組みとしましては、季節、特産品をテーマにしたもの、あるいはほかの団体イベントの誘致など各種イベントを開催し、また地域特産品を生かした新商品の開発、SNSによる情報発信といったものでPRに努めているそうです。

この施設に期待することや今後の課題ということでお聞きしたところ、多くの人に訪れていただきたいこと、普段使いのできる道の駅として町民から愛される道の駅であることを目指し、課題としては、いつまでも快適に利用できる道の駅として維持管理していくということでありました。

所見、あるいは西尾市政への反映に向けた課題ですが、この敷地は、運営会社であるTHE DANSHAKU ROUNGEとともにうまく歩調をとり、イベントなどを開催しております。建物もよく似ております。中の販売も、物販についてはよく似ているんですが、道の駅の方は特産品、いわゆる農家からの持ち込みのものがたくさんありまして、若干、事を別に分けた運営をしておられます。当市の道の駅にしお岡ノ山も、運営面については普段使いができ、市民から愛される施設でなければならないこととあわせて、地元の特産品を生かした商品にもっと力を入れるべきかなということなど、参考とすべき点は多いと感じました。ただ、ハード面において、西尾の場合は駐車場の拡大計画はあるが、道路が高架であり、今後、整備が難しいということを感じました。

以上です。

○副委員長（長谷川敏廣） それでは、3日目の札幌市の胆振東部地震の道路復旧についてと、学生への市営住宅提供事業について報告をさせていただきます。

初めに、胆振東部地震の道路復旧について、北海道胆振東部地震は2018年9月6日、3時7分59.3秒に北海道胆振地方中東部を震源として発生した地震で、地震の規模はマグニチュード6.7、震源の深さは37キロメートル、最大震度は震度階級で最も高い

震度7で、北海道では初めて観測され、気象庁は同日、この地震を平成30年北海道東部胆振地震と命名をしております。

札幌市清田地区美しが丘と清田地区では、過去の地震で液状化被害が報告されている地区でありまして、平成30年北海道胆振東部地震によって美しが丘では液状化による被害が、清田地区では液状化の痕跡は見られませんでした。過去の地震と同じ場所で盛り土の活動によると思われる被害が発生をしております。美しが丘、清田地区ともに支笏火山の山ろく地域を切り盛り造成した地区でありまして、被害箇所は美しが丘では3本の谷が合流する地区であり、清田地区では繰り返し被害が発生する場所は、2本の谷が合流する地域でありまして、このことは造成によって地形が変わっても、旧谷筋には依然として地下水が流れており、雨水も集めていることを示唆していると考えられております。

調査事項の概要としましては、震度6を記録した札幌東区では大規模な道路陥没が起きたところがあり、胆振東部地震で札幌市東区は震度6弱と、観測史上最大の揺れだったそうです。震源にずっと近い苫小牧市や恵庭市でも震度5強だったのに、どうしてこんなに揺れたのか。今回、震度6弱以上を記録したのは、ほかに厚真町が震度7、安平町、むかわ町が震度6などで、震央に近いほど大きな地震になりやすいのは確かですが、そして同心円状に外側に向かって揺れが小さくなっていくとは限りませんが、震央から約90キロメートル離れた札幌市東区以外では皆震央の周辺であり、しかも札幌市の清田区里塚地区のみに被害が集中したことについて調査を限定しております。

札幌市清田地区里塚の液状化による陥没、地震沈下により家屋が大きく傾き、道路も陥没し、平坦だった公園が地割れとともに高低差2メートルの大きく波打つ形状に変容している惨状には、大きなショックを受けて帰ってきました。被災した近隣は、地震による陥没の前から地盤沈下の兆候が顕著にあらわれており、当局に対処方を依頼していたところでしたが、液状化以前に地形的問題から徐々に地盤沈下が進んでいたと知り、住民の悲痛な叫びを直接聞いただけに、何とかできなかったものかと疑義を感じています。災害対応には、東日本大震災並みの長期戦を強いられる復旧・復興になると思われませんが、必要十分かつ迅速な対策、予算づけを実行すれば必ずや見事に復興すると確信を持ち得た視察となりました。

今後、西尾市でも行うべきことをしっかりと実行することが最大限の防御につながるものと確信をしております。

学生への市営住宅は割愛させていただきます。

○副議長（本郷照代） 大変申しわけございません。規定の時間となってしまいましたので終了させていただきます。次に企画総務委員会より報告をしていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（犬飼勝博） それでは、企画総務委員会の報告をさせていただきます。

私たちの暮らす西三河地域では、南海トラフ地震の発生が危惧をされております。愛知県が試算した南海トラフ地震による本市の被害想定では、過去最大モデルで1,800名の死者数と推計され、県下ワーストの状況であり、津波対策を初めとした防災・減災対策は喫緊の課題であります。そのため私たち企画総務委員会では、平成23年3月に発生した東日本大震災により、最大震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波を伴い、甚大なる被害を受けた被災地の復興に向けた取り組み状況を把握するとともに、今後、起こり得る南海トラフ地震により被害が想定される津波被害等を最小限のものとするため、東日本大震災の被災地から経過や苦慮した点等を現地現物で確認し、本市の防災・減災対策の一助とすることを目的に視察を伺いました。

参加者につきましては、報告書に記載のとおりであります。

報告は、初日の仙台市を松崎副委員長より、2日目の陸前高田市を渡辺議員より、3日目の大船渡市を黒辺議員より順次報告をしていただきます。

それでは松崎副委員長、よろしく願いいたします。

○副委員長（松崎隆治） まず、1ページをごらんください。

初日は仙台市で「東日本大震災を踏まえての防災対策」をテーマに、当時の経験談などを伺いながら災害対応や避難所運営、避難所施設建設について視察を行いました。

仙台市は、2011年3月11日にマグニチュード9.0、市内最大震度6強の大地震に見舞われ、高さ7.2メートルの大津波などの影響で、死者・行方不明者900名以上、建物被害は全壊で約3万軒など、甚大な被害がありました。資料が前後しますので、ご了承ください。

まず、9ページをごらんください。

これらの経験から地域防災計画を見直し、市民力、地域力を生かした自助・共助と、公助協働による全市一丸となった災害対策108万市民の総合力による防災を基本理念に掲げ、6つの基本方針を軸とした対策を行っています。

幾つかの対策内容の1つが、津波への備えです。仙台市では、想定を大きく超える津波が襲いました。

7ページ・8ページをごらんください。

この経験と多重防御の考えのもと、上段の図のように総合的な津波対策を行っています。防潮堤の再整備、県道のかさ上げ、防災林の再生による減災を図っています。

8ページの地図をごらんください。

中央右手側南北に走るのが、県道塩釜亘理線です。この県道は6メートルかさ上げされております。円滑に避難できるような津波避難タワーなどの避難場所や、避難道路の整備が行われました。8ページにあるように、13カ所に避難施設が設置されました。原則徒歩で、津波到達予想時間の45分程度で避難できるよう設定されています。その津波避難施設の1つが、5・6ページにあります中野五丁目津波避難タワーです。詳細は資料のとおりでありますので、後で読んでいただきたいと思います。

さらに、津波被害の危険性が高い地域を、より安全な内陸へ集団移転の促進が図られていました。現地を視察しましたが、ほとんどの方が移転されていました。

2ページをごらんください。

主な質疑ですが、②の災害が発生したときの初動として、どのようなことを重要視すべきと考えていますか。回答、全ての人命の安全を最優先とすることを主眼に、市民生活への影響を最小限にするよう迅速に災害対応業務を行っています。また、生命維持に必要なライフライン業務など、停止することのできない業務を継続しつつ、通常体制の復旧も並行して行う必要もあります。適時・的確に業務を実施するため、仙台市業務継続計画を策定しました。

③の避難所運営マニュアルの詳細をご教示ください。改善された点で、考え方として重要視されてきたことはどのようなことですかの回答、全市共通版の避難所マニュアルを作成し、市の関係各課や学校、町内会長などに配布し共通の理解を図った。共通版のマニュアルを活用し、地域と協議しながら地域の実情にあわせた地域版マニュアルを作成しました。

3ページ・4ページをごらんください。

所見ですが、「行政の防災対策・対応には限界があります」今回の視察で最も響いた言葉でありました。政令都市の仙台市においても、大災害が発生すれば行政機能はパニックを起こす。職員の人員配置の対応など、市民生活を復興させるためにさまざまな施策が行われましたが、全ての市民が満足できることはないと感じた。自助・共助がいかに大切か、そのために普段からの防災意識の向上が重要であると確認できたことだけでも、大変意味のある視察になったと感じた。その上で、全市共通のマニュアルを作成し、それを活用して、各地域で地域マニュアルを作成しておられたことが参考になりました。

仙台市は、以上です。

○委員（渡辺信行） 続きまして、11月14日は東日本大震災での教訓等について、岩手県陸前高田市を視察しました。午前中は市役所、午後はここに書いてありませんが、4時まで津波伝承館や被災現場を視察しました。

1は、陸前高田市の概要で、人口は被災前2万4,000人ほどでしたが、現在は1万9,000人ほどのまちとなっています。

2の①は、東日本大震災の概要であります。

②は、陸前高田市の被災状況であります。

(3)の人的被害1,757人は、岩手県内で最も多い犠牲者数であり、宮城県を含めても石巻市に次ぐ多さでありました。

③は、陸前高田市の防災のまちづくりのテーマで9項目あります。

3は、主な質疑とその回答であります。中でも、主なものを申します。

②は、復興予算及び財源内訳はどのようなかということで、23年度から30年度の決算

額が上げてあります。24年度から26年度は、900億円から1,000億円となっています。被災前の通常の決算額は110億円から120億円ということですので、災害予算規模の多さを感じます。

④は、被災による反省と、被災により得られた教訓はどのようなかということで、(1)被害想定が全てではない、考えられない災害が襲ってくるという認識をする。

(2)避難が何より重要、日ごろから危険な場所や避難先・避難経路などを確認する、そして早めの避難に心がける。

(3)避難所に逃げたら終わりではない、さらに高いところへ避難する。安全が確認できるまで避難を続ける。

(4)公的な役割を持つ人も身の安全の確保が最優先、災害対応や避難誘導に当たる人も切迫した状況となる前に避難する。

(5)地震の被害を軽減させる、住まいの耐震化の促進、防潮堤の整備、情報伝達体制の整備など災害に強い安全なまちづくりに努める。

(6)社会的弱者への配慮、地域のコミュニティづくりをして要配慮者も安全に避難できる社会を実現するというものであります。

⑥は、被災時と被災後における市議会の議論や行動はどのようなか。議員本人や家族が亡くなられた人がいる中で、地域で活動した人、避難所組織の一員として活動した人、消防団員として救援活動した人、災害対策本部にとどまった人などいたが、正直、災害の規模が大きすぎて、どうしたらよいかわからなかったということです。後に議会として、大規模災害発生時における議会の対応策を講じてこなかったことへの反省に立ち、議会の災害対応指針等を確認し、今後は、議会災害対応ハンドブックにある内容に基づき行動することとしております。

4は所見と課題であります。

当地域は、過去に何度も津波に襲われ大きな被害を受けており、その都度、学び、対策に努めてきましたが、東日本大震災は想定をはるかに超えるものとなり、大きな被害となっております。今回の被災状況を的確に把握し、災害の検証、地域防災計画の見直し、防災訓練や防災教育の実施など、体験を生かした将来にすることとしております。生命や財産の大切さを市民全体で認識し、防災・減災対策に取り組むことが重要であり、防災や復興は地域が力を合わせることで、そして誰かに何かをしてもらうのではなく、自分でできることは自分で行うことが大切であります。

西尾市は、南海トラフ巨大地震が懸念されていますが、市民の防災意識がまだまだ低いように思われます。特に、被災経験のない世代には危機管理意識を高める必要がありますし、災害に強い安全なまちづくりのためには形だけの防災計画にとどまることなく、市民全体で防災・減災対策を考え行動すること、防災教育を通して災害の恐ろしさや防災意識を高めるための活動を行うことが大切であります。いわゆる市民力、地域力を生かした自助・共助と公助の協働による防災対策を目指す必要があります。

今回の視察で、被災の話や被災現地を見ると本当に悲惨であり、自然災害の脅威を知らされました。陸前高田市東日本大震災検証報告書に「検証結果が、今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等に備える自治体の防災や減災に役立てていただければ幸い」という言葉がありました。西尾市もこの報告書で学び、防災・減災対策に生かせればと思います。

そして、今回の視察で印象に残った言葉を挙げますと、「まさか」という思う気持ちが危険、体験のない人は怖さを知らない、避難は逃げる、そして決して戻らないであります。

以上で、陸前高田市の報告を終わります。

○委員（黒辺一彦） 続きまして3日目、大船渡市の報告をさせていただきます。

大船渡市の東日本大震災における被害状況です。人的被害として死者340名、行方不明者79名、建物被害5,592世帯、全壊2,791棟、半壊717棟です。

今回の大船渡市での視察としましては、被災から8年を経過している中で、復興と新たなまちづくりの取り組みに対する状況と、その考え方について学びをさせていただきました。大船渡市復興計画について報告します。

大船渡市復興計画は、被災時、開会中だった議会において災害復興局というものがすぐに立ち上げられ、設置条例案が可決されました。その後、局長以下6名が配置され、復興計画の策定に当たったとのこと。復興計画の基本方針が平成23年4月20日に示され、後に7月8日に骨子を決定し、10月31日には臨時議会で議決をされました。

この考え方として注目したところは、復旧と復興の違いについてです。被災者の生活再建のためには、もちろん復旧が早急な対応として必要となりますが、復旧だけでなく、被害を契機として生活基盤や産業、経済、都市基盤などのあり方を創造的に見直しながらまちづくりを進めていくという、復興の考え方によってつくられております。

また、この復興計画については、大事な大船渡市総合計画が基本構想にありながら復興計画の設定がされております。

計画期間としまして、前期、中期、後期に分けられ、前期は平成23年度から25年度、主に生活の再建や産業の再開に不可欠な基盤づくり、中期は平成26年度から28年度、市民と行政の協働による復興の本格化、後期は平成29年度から32年度では、災害に強い魅力あふれる大船渡市をつくるという理念のもとに作成がされております。

もう1点です。コミュニティを消失させないために、住宅移転策というところについてご報告をさせていただきます。

大船渡市では、コミュニティの消失という課題に対しての対策として、差し込み型高台移転という手法を取り入れております。これは、従来の防災集団移転促進事業が国費補助で100%で行われる要件の中で、東日本大震災の中では5戸以上に緩和され

ている点を生かして、復興計画推進委員会が独自でやられたということです。

また、所見となりますが、高台に広い敷地が必要となると思いますが、この点については、大船渡市では運動公園の用地の整備を進めていたさなかの震災であったために、その用地を活用して空き地に仮設住宅として建設利用しました。西尾市においては、そういう場所が少ないということで、今後、どのように危機管理を含めて将来を見据えていくか検討が必要になると考えます。

また、実際に被害を受けた方、今回の大船渡市についてはリアス式海岸ということで、高台と低いところで住民の方の防災意識というか、被災の方の意識に差異があったというふうに報告をいただきました。その点では、西尾市において、さらなる防災意識の向上に向けた取り組みが必要ではないかと考えております。

以上です。

○副議長（本郷照代） ありがとうございます。

議員の皆さんの中で、お聞きになりたいことがありましたら、順にご発言をお願いいたしたいと思います。

○議員（稲垣正明） 最初にご報告のありました東日本大震災を踏まえての防災対策のところで、津波避難タワーの整備のところですけども、避難タワーと避難ビルとの説明がありましたが、この違いと、それから小中学校には屋内に階段がありますけれども、屋外に階段を整備した理由ということでお尋ねします。

○副委員長（松崎隆治） 私から、お答えさせていただきます。

まず、資料の8ページの下段を見ていただきたいと思います。

津波避難ビルは、最上階が避難スペースで、下の部分である1階や2階なども壁に囲まれており、部屋状になっております。消防団の倉庫、詰所などに利用されています。これは、もともと消防団施設などがあって、その機能が必要だったので、あわせてつくってあります。

一方、津波避難タワーは、避難ビル同様に最上階は避難スペースとなっておりますが、高床構造になっていまして、その下は壁がなくて部屋状になっておりません。その辺が大きな違いです。

階段の件ですけども、そもそも学校等に避難する方は、学校の子だけではなくて地域の方も避難してこられます。その方々が24時間校舎に入らずに屋上に避難できることを優先して考えてあるため、設置してあります。

以上です。

○議員（青山 繁） 陸前高田市のところの報告で、お尋ねをしたいと思います。ページは12ページです。

⑥被災時と被災後における市議会の議論や行動はどのようなかという問いに対して、回答の中段あたりで、議会として大規模災害発生時における議会の対応策を講じてこなかったことへの反省に立ち、議会の災害対応指針等を確認したと。それと、今後は

議会災害対応ハンドブックにある内容をという、こういった文言がありますけれども、この議会の災害対応指針等と、それから議会災害対応ハンドブックの内容などについて、もう少しわかりやすくご説明いただければと思います。

○委員（渡辺信行） お答えします。これだけの規模の災害に至ることは想定しておらず、これまで市議会として大災害の対応策は講じてこなかったという背景がありまして、東日本大震災における貴重な経験を踏まえ、今後も発生が予定される大地震等の災害において、市議会として被災市民の援助と災害復旧等の非常事態に即応した役割を果たすため、危機管理体制を整えることとしたものであります。災害対策指針として、基本姿勢や基本方針、対応を示しています。また、市議会の災害対策会議設置要綱として、組織、所掌事務、行動マニュアルを示し、その行動マニュアルの中には初動期、中期、後期の行動基準等を示しております。

詳細につきましては、ハンドブックは事務局にありますので、後ほどコピーをいただき目を通していただきたいと思います。

以上です。

○副議長（本郷照代） ほかにお聞きになりたいことは、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、ほかにないようでありますので、これをもって終わります。

以上で、本日の報告は全て終了いたしました。

傍聴にお越しいただきました皆様方には、進行に大変ご協力いただきまして、最後までお付き合いいただきましてありがとうございました。また、議員の皆様におかれましてはお疲れさまでございました。

これもちまして、視察報告会を終わりとさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

終